

尾道市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和2年4月1日
尾道市教育委員会

1 趣旨

尾道市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、教員の子供と向き合う時間を確保することで、教育の質の向上を図るため、平成30年10月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりの実現を目指しているところである。

文部科学省は、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）を定め、サービス監督権者である各教育委員会に対し、指針を参考に、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を策定するよう求めている。

教育委員会においても、学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間勤務を縮減するため、指針を参考に上限方針を策定する。

2 対象の範囲

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とする。なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員）については、36協定における時間外労働の限度時間を適用する。

3 対象の時間

(1) 「在校等時間」の考え方

次のア及びイに掲げる時間からウ及びエに掲げる時間を除いた時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

ア 校内に在校している時間

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

ウ 正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

エ 休憩時間

※ア、イについて

正規の勤務時間及び限定4項目（県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年広島県条例第67号。）第6条第2項に規定する要件をいう。）による時間外勤務命令以外の時間を含む。

(2) 上限時間の原則

在校等時間について、以下に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1日の在校等時間から勤務時間条例で定める勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。）

45時間以下

イ 1日の在校等時間から勤務時間条例で定める勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）

360時間以下

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合（以下、「特例」という。）においては、3（2）にかかわらず、教育職員の在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1箇月時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間 720時間以下

ウ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月以下

エ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間

80時間以下

4 在校等時間の把握

上限方針の実施に当たって、ICTを活用した入校退校記録システムにより個々の教育職員の在校等時間を客観的に把握し、校外での職務や週休日、休日などに校務に従事した時間についても、できる限り客観的な方法により把握する。

また、形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録に残し、又は記録させることがないよう取り組む。

5 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等

上限方針の実施に当たり、休憩時間や週休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得することを含めて健康確保に向けた取組を推進する。

また、教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間が一定時間を超える教育職員から疲労の蓄積の申出があった場合には、医師による面接指導を実施する。また、必要に応じて、産業医等による指導・助言を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。

6 学校における働き方改革の推進

上限方針の実施に当たっては、学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上に向け、保護者や地域への周知・説明に努める。

7 留意事項

(1) 事後検証

特に、特例に該当した学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(2) 持ち帰り業務

持ち帰り業務については、在校等時間に含まれるものではないが、本来、持ち帰り業務は行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として持ち帰り業務が増加することのないようにするとともに、持ち帰り業務を縮減するよう、実態を把握し、取り組む。

(3) 相談窓口の設置

学校経営企画課に長時間勤務・心身の健康問題に関する相談窓口を設置する。

資料

【教育職員】「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）

第2条（略）

2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第1項において同じ。）、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

【限定4項目】「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」（昭和46年広島県条例第67号）

第6条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間という。以下この項において同じ。）の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日等（職員勤務時間条例第9条及び第10条第1項に規定する日並びに給与条例第16条第3項に規定する人事委員会が定める日をいう。）における正規の勤務時間中に勤務することを含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。

- 2 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急やむを得ない必要があるときに限るものとする。
- 一 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - 二 修学旅行その他学校の行事に関する業務
 - 三 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
 - 四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

3（略）

【1日の勤務時間】「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」（平成7年広島県条例第5号）

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2～5（略）

第3条（略）

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。（以下略）